

公 告

次のとおり一般競争入札（事前審査型制限付き一般競争入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年6月11日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市立小学校、中学校及び幼稚園から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬及び処分業務（北部）
- (2) 委託番号 216
- (3) 概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 仕様書のとおり
- (5) 入札参加形態 単体

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件契約に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山市に対し納付すべき市税並びに消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がない者であること。
- (3) 本件契約に係る競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から本件契約に係る入札（開札）の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者にあつては同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定後（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。）に、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあつては同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定後に、それぞれ和歌山市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- (6) 本公告の日現在、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (7) 次に掲げるいずれかの基準を満たす者であること。
 - ア 資格者名簿に登録されている本店（主たる営業所）の所在地が和歌山市内であること。
 - イ 資格者名簿に登録されている支店等（受任営業所又は入札（見積）参加資格審査申請書に記載の営業所をいう。）の所在地が和歌山市内であること。ただし、本公告の日以前に和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
- (8) 資格者名簿において、和歌山市と取引を希望する業務委託営業種目として、大分類が「廃棄物の処理（業務委託大分類コード1409）」の登録がされている者並びに小分類が「一般廃棄物の収集・運搬（業務委託小分類コード03）」、「一般廃棄物の処分（業務委託小分類コード05）」、「産業廃棄物の収集・運搬（業務委託小分類コード01）」及び「産業廃棄物の処分（業務委託小分類コード02）」の登録がされている者であること。
- (9) 和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成12年条例第57号）第28条第1項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬について和歌山市長の許可を受けている者であること。ただし、業種は一般廃棄物（ごみ）収集運搬業とする。
- (10) 和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成12年条例第57号）第28条第1項に規

定する一般廃棄物の処分について和歌山市長の許可を受けている者であること。ただし、許可品目に木くずを含むものであること。

(1 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する産業廃棄物の収集又は運搬について和歌山県知事又は和歌山市長の許可を受けている者であること。ただし、許可品目に廃プラスチック類、金属くず及びガラス・コンクリート・陶磁器くずを含むものであること。

(1 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する産業廃棄物の収集又は運搬及び第14条第6項に規定する産業廃棄物の処分について、本件契約に係る産業廃棄物が搬入される処分施設が存在する区域を管轄する都道府県又は指定都市（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条第1項に規定するもの）の許可を受けている者であること。ただし、許可品目に廃プラスチック類、金属くず及びガラス・コンクリート・陶磁器くずを含むものであること。

(1 3) その他仕様書に定める要件を全て満たすことができる者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

和歌山市七番丁23番地

和歌山市財政局財政部調達課業務契約班 電話番号 073-435-1033

(2) 契約条項を示す期間及び場所

期間 本公告の日から本件契約に係る入札（開札）の日までの午前9時から午後5時まで

ただし、休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。）を除く。

場所 上記3の（1）に同じ。

(3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

期間 本公告の日から令和7年6月25日（水）までの午前9時から午後5時まで

ただし、休日等を除く。

場所 上記3の（1）に同じ。

方法 持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

(4) 入札説明書、仕様書等の入手方法

和歌山市ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市ホームページ

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

(5) 入札（現場）説明会

開催しない。

(6) 入札（開札）の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時 令和7年7月9日（水） 午後2時40分

場所 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 本庁舎5階 入札室

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

4 その他

(1) 前払い制度

適用しない。

(2) 部分払い制度

適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

不要である。

(6) 最低制限価格の設定

無し

(7) 契約書作成の要否

必要である。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(9) 手続における交渉の有無

無し

(10) その他

入札説明書に示すとおり